

第3章 鉄道災害対策

第1節 災害予防計画

大規模な鉄道事故が発生した場合に、被害の軽減を図り、利用者及び市民等の生命及び身体を保護するとともに、輸送の確保を図るため、予防活動の円滑な推進に努める。

1 鉄道施設・設備の整備・充実等

(1) 踏切道の保守・改良

市は、県及び関係機関と連携して、踏切道の改良のため、次の対策の実施に努める。

ア 踏切道の立体交差化

イ 踏切道の構造の改良

ウ 踏切保安設備の整備

(2) 鉄道施設周辺の安全の確保

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講ずる。

(3) 被害の拡大を防止するための事前の措置

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び市民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報収集・連絡体制の整備

ア 市は、県及び関係機関と連携し、事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日ごろから相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておく。

イ 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合に備え、相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立する。

(2) 救助・救急・消火活動のための体制の整備

第2編第1章第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。

(3) 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

ア 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

イ 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておく。

(4) 緊急輸送活動のための体制の整備

市及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

第2節 災害応急対策計画

市は、大規模鉄道事故が発生した場合、利用者及び市民等の生命、身体を守るため、直ちに適切な応急活動を実施する。

1 鉄道事故情報等の連絡

- (1) 市は、県及び関係機関と協力し、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、必要に応じて互いに連絡を取り合う。
- (2) 発見又は連絡に基づき、市及び県は直ちに、警戒体制の強化、避難勧告、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。
- (3) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

2 活動体制及び応援体制

- (1) 広域応援体制
 - ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、県及び他市町村に応援を求める。
 - イ 他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。
- (2) 自衛隊派遣要請

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、第2編第2章第6節「自衛隊災害派遣活動」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

3 救急・救助・消火活動

第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

4 関係者等への情報伝達活動

市は、鉄道事業者及び県と緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、被災者家族、一般市民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネット関連会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。